

平成 29 年度 第 1 回  
地方独立行政法人西都児湯医療センター評価委員会

平成 29 年 6 月 1 5 日 (木) 午後 7 時～  
西都市議会委員会室

次 第

1 開会

2 委員長あいさつ

3 議事

(1) 地方独立行政法人西都児湯医療センターの業務実績に関する評価基準について

(2) 地方独立行政法人西都児湯医療センターの財務諸表の承認について

4 その他

5 閉会

大項目	小項目																								
第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="317 282 483 331">1 医療サービス</td> <td data-bbox="483 282 1492 555"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="491 338 1492 387">(1) 緊急性の高い脳疾患や地域に不足している内科疾患における二次救急医療の提供</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 394 1492 443">(2) 初期救急医療体制の維持及び充実</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 450 1492 499">(3) 医療連携の推進</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 506 1492 555">(4) 地域災害拠点病院としての役割</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="317 562 483 611">2 医療の質の向上</td> <td data-bbox="483 562 1492 880"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="491 618 1492 667">(1) 医療職の確保</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 674 1492 723">(2) 医療安全対策の徹底</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 730 1492 779">(3) クリニカルパス導入の推進</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 786 1492 835">(4) 高度医療機器等の計画的な更新・整備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 842 1492 891">(5) 研修制度の確立</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="317 887 483 936">3 患者サービスの向上</td> <td data-bbox="483 887 1492 1205"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="491 943 1492 992">(1) 患者中心の医療の提供</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 999 1492 1048">(2) 快適性の向上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1055 1492 1104">(3) 相談窓口の設置及び情報発信</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1111 1492 1160">(4) 職員の接遇向上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1167 1492 1216">(5) 医療連携体制の充実</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="317 1223 483 1272">4 公的医療機関としての役割</td> <td data-bbox="483 1223 1492 1272"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="317 1279 483 1328">5 法令遵守</td> <td data-bbox="483 1279 1492 1328"></td> </tr> </table>	1 医療サービス	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="491 338 1492 387">(1) 緊急性の高い脳疾患や地域に不足している内科疾患における二次救急医療の提供</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 394 1492 443">(2) 初期救急医療体制の維持及び充実</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 450 1492 499">(3) 医療連携の推進</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 506 1492 555">(4) 地域災害拠点病院としての役割</td> </tr> </table>	(1) 緊急性の高い脳疾患や地域に不足している内科疾患における二次救急医療の提供	(2) 初期救急医療体制の維持及び充実	(3) 医療連携の推進	(4) 地域災害拠点病院としての役割	2 医療の質の向上	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="491 618 1492 667">(1) 医療職の確保</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 674 1492 723">(2) 医療安全対策の徹底</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 730 1492 779">(3) クリニカルパス導入の推進</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 786 1492 835">(4) 高度医療機器等の計画的な更新・整備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 842 1492 891">(5) 研修制度の確立</td> </tr> </table>	(1) 医療職の確保	(2) 医療安全対策の徹底	(3) クリニカルパス導入の推進	(4) 高度医療機器等の計画的な更新・整備	(5) 研修制度の確立	3 患者サービスの向上	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="491 943 1492 992">(1) 患者中心の医療の提供</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 999 1492 1048">(2) 快適性の向上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1055 1492 1104">(3) 相談窓口の設置及び情報発信</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1111 1492 1160">(4) 職員の接遇向上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1167 1492 1216">(5) 医療連携体制の充実</td> </tr> </table>	(1) 患者中心の医療の提供	(2) 快適性の向上	(3) 相談窓口の設置及び情報発信	(4) 職員の接遇向上	(5) 医療連携体制の充実	4 公的医療機関としての役割		5 法令遵守	
1 医療サービス	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="491 338 1492 387">(1) 緊急性の高い脳疾患や地域に不足している内科疾患における二次救急医療の提供</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 394 1492 443">(2) 初期救急医療体制の維持及び充実</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 450 1492 499">(3) 医療連携の推進</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 506 1492 555">(4) 地域災害拠点病院としての役割</td> </tr> </table>	(1) 緊急性の高い脳疾患や地域に不足している内科疾患における二次救急医療の提供	(2) 初期救急医療体制の維持及び充実	(3) 医療連携の推進	(4) 地域災害拠点病院としての役割																				
(1) 緊急性の高い脳疾患や地域に不足している内科疾患における二次救急医療の提供																									
(2) 初期救急医療体制の維持及び充実																									
(3) 医療連携の推進																									
(4) 地域災害拠点病院としての役割																									
2 医療の質の向上	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="491 618 1492 667">(1) 医療職の確保</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 674 1492 723">(2) 医療安全対策の徹底</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 730 1492 779">(3) クリニカルパス導入の推進</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 786 1492 835">(4) 高度医療機器等の計画的な更新・整備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 842 1492 891">(5) 研修制度の確立</td> </tr> </table>	(1) 医療職の確保	(2) 医療安全対策の徹底	(3) クリニカルパス導入の推進	(4) 高度医療機器等の計画的な更新・整備	(5) 研修制度の確立																			
(1) 医療職の確保																									
(2) 医療安全対策の徹底																									
(3) クリニカルパス導入の推進																									
(4) 高度医療機器等の計画的な更新・整備																									
(5) 研修制度の確立																									
3 患者サービスの向上	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="491 943 1492 992">(1) 患者中心の医療の提供</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 999 1492 1048">(2) 快適性の向上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1055 1492 1104">(3) 相談窓口の設置及び情報発信</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1111 1492 1160">(4) 職員の接遇向上</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1167 1492 1216">(5) 医療連携体制の充実</td> </tr> </table>	(1) 患者中心の医療の提供	(2) 快適性の向上	(3) 相談窓口の設置及び情報発信	(4) 職員の接遇向上	(5) 医療連携体制の充実																			
(1) 患者中心の医療の提供																									
(2) 快適性の向上																									
(3) 相談窓口の設置及び情報発信																									
(4) 職員の接遇向上																									
(5) 医療連携体制の充実																									
4 公的医療機関としての役割																									
5 法令遵守																									
第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="317 1379 483 1429">1 法人運営管理体制の確立</td> <td data-bbox="483 1379 1492 1429"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="317 1435 483 1485">2 業務運営の改善と効率化</td> <td data-bbox="483 1435 1492 1641"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="491 1491 1492 1541">(1) 予算の弾力化</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1547 1492 1597">(2) 適切かつ弾力的な人員配置</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1603 1492 1653">(3) 人事評価制度の構築に向けた検討</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	1 法人運営管理体制の確立		2 業務運営の改善と効率化	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="491 1491 1492 1541">(1) 予算の弾力化</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1547 1492 1597">(2) 適切かつ弾力的な人員配置</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1603 1492 1653">(3) 人事評価制度の構築に向けた検討</td> </tr> </table>	(1) 予算の弾力化	(2) 適切かつ弾力的な人員配置	(3) 人事評価制度の構築に向けた検討																	
1 法人運営管理体制の確立																									
2 業務運営の改善と効率化	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="491 1491 1492 1541">(1) 予算の弾力化</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1547 1492 1597">(2) 適切かつ弾力的な人員配置</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1603 1492 1653">(3) 人事評価制度の構築に向けた検討</td> </tr> </table>	(1) 予算の弾力化	(2) 適切かつ弾力的な人員配置	(3) 人事評価制度の構築に向けた検討																					
(1) 予算の弾力化																									
(2) 適切かつ弾力的な人員配置																									
(3) 人事評価制度の構築に向けた検討																									
第3 財政内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="317 1715 483 1765">1 持続可能な経営基盤の確立</td> <td data-bbox="483 1715 1492 1910"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="491 1771 1492 1821">(1) 収入の確保</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1827 1492 1877">(2) 支出の節減</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1883 1492 1910">(3) 役割と負担の明確化</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	1 持続可能な経営基盤の確立	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="491 1771 1492 1821">(1) 収入の確保</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1827 1492 1877">(2) 支出の節減</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1883 1492 1910">(3) 役割と負担の明確化</td> </tr> </table>	(1) 収入の確保	(2) 支出の節減	(3) 役割と負担の明確化																			
1 持続可能な経営基盤の確立	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="491 1771 1492 1821">(1) 収入の確保</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1827 1492 1877">(2) 支出の節減</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 1883 1492 1910">(3) 役割と負担の明確化</td> </tr> </table>	(1) 収入の確保	(2) 支出の節減	(3) 役割と負担の明確化																					
(1) 収入の確保																									
(2) 支出の節減																									
(3) 役割と負担の明確化																									
第4 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="317 1984 483 2033">1 予算</td> <td data-bbox="483 1984 1492 2033"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="317 2040 483 2089">2 収支計画</td> <td data-bbox="483 2040 1492 2089"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="317 2096 483 2145">3 資金計画</td> <td data-bbox="483 2096 1492 2145"></td> </tr> </table>	1 予算		2 収支計画		3 資金計画																			
1 予算																									
2 収支計画																									
3 資金計画																									

第5 短期借入金の限度額	
1	限度額
2	想定される短期借入金の発生事由
	(1) 業績手当（賞与）の支給等による一時的な資金不足への対応
	(2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費への対応
第6 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	
第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	
第8 剰余金の使途	
第9 料金に関する事項	
1	診療料金等
2	料金の減免
3	その他
第10 その他西都市の規則で定める業務運営等に関する事項	
1	施設及び設備に関する計画（平成28年度から平成30年度まで）
2	法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画
3	その他法人の業務運営に関し必要の事項
	(1) 施設の維持
第11 その他業務運営に関する重要目標を達成するためとるべき事項	
1	病院施設整備に向けた取組み

.....評価小項目24項目

平成29年度 第1回

地方独立行政法人西都児湯医療センター評価委員会

資料

平成29年6月15日

## 目 次

資料 1	地方独立行政法人の評価等に関する関係法令	… 1
資料 2	地方独立行政法人西都児湯医療センターの業務実績に関する 評価の基準（案）	… 3
資料 3	事業年度に係る業務実績報告書（案）	… 7
資料 4	事業年度に係る業務実績に関する評価結果（案）	… 17
資料 5	評価手順の概要（案）	… 21
資料 6	財務諸表の承認方針（案）	… 23
資料 7	財務諸表等の概要	… 24
資料 8	地方独立行政法人西都児湯医療センター業務実績評価に係る 評価委員会の平成29年度の事務について	… 26
資料 9	業務実績評価スケジュール（案）	… 28

## 地方独立行政法人の評価等に関する関係法令

## ○地方独立行政法人法（抜粋）

## （各事業年度に係る業務の実績に関する評価）

第 28 条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

- 2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
- 3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
- 4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあつては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 5 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

## （中期目標に係る事業報告書）

第 29 条 地方独立行政法人は、中期目標の期間の終了後三月以内に、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標に係る事業報告書を設立団体の長に提出するとともに、これを公表しなければならない。

- 2 設立団体の長は、前項の規定により中期目標に係る事業報告書の提出を受けたときは、これを議会に報告しなければならない。

## （中期目標に係る業務の実績に関する評価）

第 30 条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

- 2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。
- 3 第 28 条第 3 項から第 5 項までの規定は、第 1 項の評価について準用する。

## （中期目標の期間の終了時の検討）

第 31 条 設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

- 2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(財務諸表等)

第34条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。第4項及び第130条第8号において同じ。）を付けなければならない。

3 設立団体の長は、第1項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

4 地方独立行政法人は、第1項の規定による設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、財務諸表並びに第2項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備え置き、設立団体の規則で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

○西都市地方独立行政法人西都児湯医療センターの業務運営等に関する規則（抜粋）

(各事業年度に係る業務の実績評価)

第6条 法人は、法第28条第1項の規定により各事業年度における業務の実績について地方独立行政法人西都児湯医療センター評価委員会(以下「評価委員会」という。)の評価を受けようとするときは、当該事業年度の終了後3月以内に年度計画に定めた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を評価委員会に提出しなければならない。

(中期目標に係る業務の実績報告)

第8条 法人は、法第30条第1項の規定により中期目標の期間における業務の実績について評価委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標の期間の終了後3月以内に当該中期目標に定められた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を評価委員会に提出しなければならない。

(財務諸表)

第10条 法第34条第1項の規則で定める書類は、会計基準に規定するキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

(財務諸表等の閲覧期間)

第11条 法第34条第4項の規則で定める期間は、5年とする。

## 地方独立行政法人西都児湯医療センターの業務実績に関する評価の基準（案）

平成29年6月 日

地方独立行政法人西都児湯医療センター評価委員会

地方独立行政法人西都児湯医療センター評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、地方独立行政法人西都児湯医療センター（以下「法人」という。）の業務の実績に関する評価を適切に行うため、評価の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 1 評価の基本方針

- (1) 中期目標・中期計画の達成状況等から法人の業務運営等に関して多面的な観点から総合的に評価を行い、法人運営の質的向上に資するものとする。
- (2) 評価を通して、中期目標・中期計画の達成状況や取り組み状況を市民に分かりやすく示すものとする。
- (3) 業務運営の改善や効率化等の特色ある取り組みや様々な工夫を積極的に評価するものとする。
- (4) 法人を取り巻く環境の変化等を踏まえ、必要に応じて評価の方法を見直すものとする。

### 2 評価の種類

- (1) 各事業年度終了時に実施する「年度評価」  
当該事業年度における中期計画の実施状況の調査・分析をし、当該事業年度における業務の実績の全体について総合的に評価するもの。
- (2) 中期目標期間終了時に実施する「中期目標期間評価」  
当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査・分析をし、当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的に評価するもの。

### 3 年度評価の方法

当該年度計画に定めた事項ごとに行う「項目別評価」と業務実績全体の進捗状況について行う「全体評価」の2つを併せて行うものとする。

#### (1) 項目別評価の方法

項目別評価は、①法人による自己評価、②評価委員会による小項目評価、③評価委員会による大項目評価、の手順で行う。

##### ① 法人による自己評価

法人は、年度計画の小項目（内容によっては複数の小項目）ごとの進捗状況について、次の5段階で自己評価を行い、業務実績報告書を作成する。

- 5 年度計画を大幅に上回って達成している
- 4 年度計画を上回って達成している
- 3 年度計画を概ね達成している
- 2 年度計画を下回っている
- 1 年度計画を大幅に下回っている

業務実績報告書には、自己評価のほか、自己評価の判断理由（実施状況等）を記載する。また、特記事項として、特色ある取り組み、法人運営を円滑に進めるための工夫、今後の課題などを自由に記載する。

## ② 評価委員会による小項目評価

評価委員会において、法人の自己評価及び目標設定の妥当性などを総合的に検証し、年度計画の小項目ごとの進捗状況について、法人の自己評価と同様に1～5の5段階による評価を行う。

評価委員会による評価と法人の自己評価が異なる場合は、評価委員会が評価の判断理由等を示す。また、必要に応じて、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。

## ③ 評価委員会による大項目評価

評価委員会において、小項目評価の結果、特記事項の記載内容等を考慮し、大項目ごとに中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況について、次の5段階による評価を行う。

- S 中期目標・中期計画の達成に向けて、計画を大幅に上回り、特に評価すべき進捗状況にある。（4.5以上）
- A 中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる。（3.5以上4.5未満）
- B 中期目標・中期計画の達成に向けて概ね順調に進んでいる。（2.5以上3.5未満）
- C 中期目標・中期計画の達成のためにはやや遅れている。（1.5以上2.5未満）
- D 中期目標・中期計画の達成のためには大幅に遅れている、または重大な改善すべき事項がある。（1.5未満）

各段階の評価は、大項目ごとの小項目評価の評点の平均値（小数点以下第2位四捨五入）で区分する。

## (2) 全体評価の方法

- ① 評価委員会において、項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について、記述式による評価を行う。
- ② 全体評価においては、業務運営の改善や効率化等の特色ある取組や工夫、及び財務内容の改善等について積極的に評価することとする。

#### 4 中期目標期間評価の方法

中期目標に掲げた大項目ごとに行う「項目別評価（大項目評価）」と業務実績全体の進捗状況について行う「全体評価」の2つを併せて行うものとする。

##### (1) 項目別評価（大項目評価）の方法

各事業年度の評価結果を踏まえつつ、当該期間における中期目標の達成状況を調査・分析し、その結果を考慮して、大項目ごとの進捗状況について、次の5段階による評価を行う。

- S … 中期目標を大幅に上回り、特筆すべき達成状況にある
- A … 中期目標を十分達成している
- B … 中期目標を概ね達成している
- C … 中期目標を十分に達成していない
- D … 中期目標を大幅に下回っている、又は重大な改善事項あり

##### (2) 全体評価の方法

- ① 評価委員会において、項目別評価（大項目評価）の結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務実績全体について、記述式による総合的な評価を行う。
- ② 全体評価においては、業務運営の改善や効率化等の特色ある取組や工夫、及び財務内容の改善等について積極的に評価することとする。

#### 5 評価の進め方

##### (1) 報告書の提出

法人は、各事業年度及び中期目標期間終了後3か月以内に、当該期間における業務の実績を明らかにした報告書を評価委員会に提出する。

##### (2) 評価の実施

評価委員会は、提出された報告書をもとに、法人からのヒアリング等を踏まえて業務実績を調査・分析し、総合的な評価を行う。

##### (3) 意見申立て機会の付与

評価委員会は、評価結果の決定に当たり、法人に対し評価結果（案）に対する意見申立ての機会を付与する。

##### (4) 評価結果の通知及び報告

評価委員会において評価を決定した後、法人に通知し、市長に報告するとともに公表する。

#### 6 評価結果の活用

- (1) 法人は、評価結果を踏まえて、組織や業務運営等の改善に取り組むものとする。
- (2) 法人の業務継続の必要性及び組織のあり方等に関する検討、次期中期目標及び次期中期計画の策定の際には、中期目標期間の各年度の評価結果を活用するものとする。
- (3) 次期中期目標及び次期中期計画の策定に関して、評価委員会が意見を述べる際には、中期目標期間の各年度の評価結果を踏まえるものとする。



平成 事業年度に係る業務実績報告書 (案)

平成 年 6 月

地方独立行政法人西都児湯医療センター

地方独立行政法人西都児湯医療センターの概要

1. 現況 (平成〇〇年〇月〇日現在)

- ① 法人名
- ② 所在地
- ③ 役員の状況
- ④ 設置・運営する病院
- ⑤ 職員数

2. 地方独立行政法人西都児湯医療センターの基本的な目標等

全体的な状況

※ 記載にあたっての留意点

◎ 「全体的な状況」においては、次の2点を記入する。

1. 法人の総括と課題
2. 大項目ごとの特記事項

項目別の状況

第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 医療サービス

(1) 緊急性の高い脳疾患や地域に不足している内科疾患における二次救急医療の提供

中期目標	緊急性の高い脳卒中中等の脳疾患を積極的に受け入れられるとともに、当医療圏に不足している呼吸器及び消化器等を中心とした内科系疾患の受入体制を整備し、地域の医療機関と役割分担をしながら医療圏内における完結型医療を目指して、二次救急医療の提供を行うこと。
------	--

中期計画	年度計画	法人の自己評価		評価委員会の評価																														
		評価の判断理由	実施状況等	評価	評価の判断理由、意見など																													
<p>現在、西都児湯医療圏からは約4割の患者が圏外へ流出していることから、地域の医療機関と連携を図り、役割分担をしながら医療圏内で完結できる診療体制の実現を目指す。</p> <p>特に高齢者に多くかつ緊急性の高い脳卒中中等の脳疾患者について、MRI装置やDSA装置といった高度医療機器を備える法人が積極的に受け入れ、また呼吸器及び消化器領域の内科疾患についても、専門性を活かして高度な医療を提供する。</p> <table border="1"> <tr> <th>指標</th> <th>26年度実績</th> <th>30年度目標</th> </tr> <tr> <td>手術件数(件)</td> <td>95</td> <td>95</td> </tr> <tr> <td>血管内治療件数(件)</td> <td>20</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>t-PA治療件数(件)</td> <td>11</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>内視鏡検査件数(件)</td> <td>98</td> <td>150</td> </tr> </table>	指標	26年度実績	30年度目標	手術件数(件)	95	95	血管内治療件数(件)	20	20	t-PA治療件数(件)	11	20	内視鏡検査件数(件)	98	150	<p>現在、西都児湯医療圏からは約4割の患者が圏外へ流出していることから、地域の医療機関と連携を図り、役割分担をしながら医療圏内で完結できる診療体制の実現を目指す。</p> <p>特に高齢者に多くかつ緊急性の高い脳卒中中等の脳疾患者について、MRI装置やDSA装置といった高度医療機器を備える法人が積極的に受け入れ、また呼吸器循環器及び消化器領域の内科疾患についても、専門性を活かして高度な医療を提供する。</p> <table border="1"> <tr> <th>指標</th> <th>26年度実績</th> <th>28年度計画</th> </tr> <tr> <td>手術件数(件)</td> <td>95</td> <td>95</td> </tr> <tr> <td>血管内治療件数(件)</td> <td>20</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>t-PA治療件数(件)</td> <td>11</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>内視鏡検査件数(件)</td> <td>98</td> <td>110</td> </tr> </table>	指標	26年度実績	28年度計画	手術件数(件)	95	95	血管内治療件数(件)	20	20	t-PA治療件数(件)	11	20	内視鏡検査件数(件)	98	110	<p>◎年度計画の各項目に対する28年度の実施状況等を法人が記入する。</p>	<p>◎法人は実績報告時に自己評価(1～5)を記入する。</p> <p>◎評価委員会は、実施状況を検証した上で評価(1～5)を記入する。</p>	<p>◎評価委員会において実施状況を検証した結果、特にコメントを付す必要がある場合に記入する。</p>
指標	26年度実績	30年度目標																																
手術件数(件)	95	95																																
血管内治療件数(件)	20	20																																
t-PA治療件数(件)	11	20																																
内視鏡検査件数(件)	98	150																																
指標	26年度実績	28年度計画																																
手術件数(件)	95	95																																
血管内治療件数(件)	20	20																																
t-PA治療件数(件)	11	20																																
内視鏡検査件数(件)	98	110																																

(2) 初期救急医療体制の維持及び充実

中期目標	地域にとって不可欠な初期救急医療体制を確実に維持するとともに、医師を始めとする医療職の確保や医師会との連携強化を進めながら、受入時間の延長など、体制の充実に努めること。また、法人での対応が困難な救急については、医療圏外の二次・三次救急病院との連携を図り、迅速かつ適切な対応を行うこと。
------	--

中期計画	年度計画	法人の自己評価		評価委員会の評価													
		評価の判断理由(実施状況等)	評価	評価の判断理由、意見など	評価												
<p>夜間急病センターを備える地域で唯一の医療機関として受け入れ時間の延長など、地域住民の確保とレベルアップを図り、地元医師会をはじめとする地域の医療機関や宮崎大学からの支援協力を維持・充実に努める。</p> <p>また、法人での対応が困難な高度救急については、宮崎大学医学部附属病院や県立宮崎病院をはじめとする圏外の二次・三次救急病院と緊密に連携し、必要な処置及び診断を行ったうえで搬送することにより、迅速かつ適切な対応を行う。</p> <table border="1"> <tr> <td>指標</td> <td>26年度実績</td> <td>28年度計画</td> </tr> <tr> <td>救急車搬入件数(件)</td> <td>722</td> <td>800</td> </tr> </table>	指標	26年度実績	28年度計画	救急車搬入件数(件)	722	800	<p>夜間急病センターを備える地域で唯一の医療機関として受け入れ時間の延長など、地域住民の確保とレベルアップを図り、地元医師会をはじめとする地域の医療機関や宮崎大学からの支援協力を維持・充実に努める。</p> <p>また、法人での対応が困難な高度救急については、宮崎大学医学部附属病院や県立宮崎病院をはじめとする圏外の二次・三次救急病院と緊密に連携し、必要な処置及び診断を行ったうえで搬送することにより、迅速かつ適切な対応を行う。</p> <table border="1"> <tr> <td>指標</td> <td>26年度実績</td> <td>28年度計画</td> </tr> <tr> <td>救急車搬入件数(件)</td> <td>722</td> <td>800</td> </tr> </table>	指標	26年度実績	28年度計画	救急車搬入件数(件)	722	800				
指標	26年度実績	28年度計画															
救急車搬入件数(件)	722	800															
指標	26年度実績	28年度計画															
救急車搬入件数(件)	722	800															

### (3) 医療連携の推進

<p>中期目標</p>	<p>地域の中核病院としての役割を果たすため、充実した医療設備や手厚い看護体制によって症状の安定化を図り、地域の医療機関若しくは高齢者施設へのスムーズな受渡しを行うなど、医療連携の推進・強化に努めること。</p>
-------------	--

中期計画	年度計画	法人の自己評価		評価委員会の評価	
		評価の判断理由(実施状況等)	評価	評価の判断理由、意見など	評価
<p>地域の医療機関からの患者紹介を積極的に受け入れ、急性期医療を担う地域の中核病院としての役割を果たすとともに、充実した医療設備や手厚い看護体制によって患者の症状の安定化を図る。さらに、地域の医療機関若しくは高齢者施設との適切な役割分担のもと</p>	<p>地域の医療機関からの患者紹介を積極的に受け入れ、急性期医療を担う地域の中核病院としての役割を果たすとともに、充実した医療設備や手厚い看護体制によって患者の症状の安定化を図る。さらに、地域の医療機関若しくは高齢者施設との適切な役割分担のもと</p>				

<p>で患者のスムーズな受渡しを行い、紹介率及び逆紹介率の向上を図る。</p>	<p>で患者のスムーズな受渡しを行い、紹介率及び逆紹介率の向上を図る。</p>																				
<table border="1"> <tr> <th>指標</th> <th>26年度実績</th> <th>30年度目標</th> </tr> <tr> <td>紹介率 (%)</td> <td>29</td> <td>31以上</td> </tr> <tr> <td>逆紹介率 (%)</td> <td>30</td> <td>31以上</td> </tr> </table>	指標	26年度実績	30年度目標	紹介率 (%)	29	31以上	逆紹介率 (%)	30	31以上	<table border="1"> <tr> <th>指標</th> <th>26年度実績</th> <th>28年度計画</th> </tr> <tr> <td>紹介率 (%)</td> <td>29</td> <td>31以上</td> </tr> <tr> <td>逆紹介率 (%)</td> <td>30</td> <td>31以上</td> </tr> </table>	指標	26年度実績	28年度計画	紹介率 (%)	29	31以上	逆紹介率 (%)	30	31以上		
指標	26年度実績	30年度目標																			
紹介率 (%)	29	31以上																			
逆紹介率 (%)	30	31以上																			
指標	26年度実績	28年度計画																			
紹介率 (%)	29	31以上																			
逆紹介率 (%)	30	31以上																			

#### (4) 地域災害拠点病院としての役割

<p>中期目標</p>	<p>今後発生が懸念される南海トラフ巨大地震などの災害発生時やその他の緊急時において、西都児湯医療圏の地域災害拠点病院として、施設要件等の機能の維持に努めるとともに、迅速かつ適切な医療提供ができる体制を整備すること。</p>
-------------	--

<p>中期計画</p>	<p>西都児湯医療圏の地域災害拠点病院として、災害発生時やその他の緊急時において、自治体の要請に応じ患者の受け入れやスタッフの派遣に適切に対応できる体制の整備を進める。 また、災害発生時等に万全な対応を図ることができるよう、院内災害対応マニュアルの整備や必要物品等の確保、他の二次医療機関をはじめとする関係医療機関との連携訓練の実施や広域災害対応訓練等への参加を通して、人材の育成に努める。特に、重要な役割を担う災害派遣医療チーム (DMAT) の派遣先での活動、他の災害派遣医療チームの受け入れなど円滑な実施が図られるよう努める。</p>			
<p>年度計画</p>	<p>西都児湯医療圏の地域災害拠点病院として、災害発生時やその他の緊急時において、自治体の要請に応じ患者の受け入れやスタッフの派遣に適切に対応できる体制の整備を進める。 また、災害発生時等に万全な対応を図ることができるよう、院内災害対応マニュアルの整備や必要物品等の確保、他の二次医療機関をはじめとする関係医療機関との連携訓練の実施や広域災害対応訓練等への参加を通して、人材の育成に努める。特に、重要な役割を担う災害派遣医療チーム (DMAT) の派遣先での活動、他の災害派遣医療チームの受け入れなど円滑な実施が図られるよう努める。</p>			
<p>法人の自己評価</p>	<p>評価の判断理由 (実施状況等)</p>	<p>評価</p>	<p>評価委員会の評価</p>	<p>評価の判断理由、意見など</p>

以下、同様の様式となります。

第4 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

※ 財務諸表及び決算報告書を参照

第5 短期借入金の限度額

中期計画	年度計画	実施状況
1 限度額200百万円 2 想定される短期借入金の発生事由 (1) 業績手当（賞与）の支給等による一時的な資金不足への対応 (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費への対応	1 限度額200百万円 2 想定される短期借入金の発生事由 (1) 業績手当（賞与）の支給等による一時的な資金不足への対応 (2) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費への対応	◎法人が28年度の状況を記入する。 ◎評価委員会において実施状況を検証した結果、特にコメントを付す必要がある場合に記入する。

第6 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

中期計画	年度計画	実施状況
なし	なし	

第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期計画	年度計画	実施状況
なし	なし	

第8 剰余金の使途

中期計画	年度計画	実施状況
計画期間中の毎事業年度の決算において剰余を生じた場合は、医療サービスの充実や病院施設の整備・改修、医療機器の購入、長期借入金の償還、教育・研修体制の充実、組織運営の向上策等に充てる。	なし	

第9 料金に関する事項

1 診療料金等

中期計画	年度計画	実施状況
<p>病院内の診療料金及びその他諸料金は次に定める額とする。</p> <p>(1) 診療料金及びその他諸料金の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）、その他の法令等により算定した額とする。</p> <p>(2) 前号の規定によらない料金は、理事長が別に定める</p> <p>(3) 消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により消費税及び地方消費税が課せられる場合にあっては、前各号の料金について当該各号に規定する額に、消費税及び地方消費税の合計額に相当する額を加算した額とする。この場合において、料金の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>	なし	

2 料金の減免

中期計画	年度計画	実施状況
<p>理事長は、特別の理由があると認めるときは、別に定めるところにより料金を減免することができ</p>	なし	

3 その他

中期計画	年度計画	実施状況
<p>前2項に定めるもののほか、料金に関して必要な事項は、理事長が別に定める。</p>	なし	

第10 その他西都市の規則で定める業務運営等に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

中期計画		年度計画		実施状況	
施設及び設備の内容	予定額	施設及び設備の内容	予定額	施設及び設備の内容	実績
病院施設・設備の整備(千円)	18,400	病院施設・設備の整備(千円)	0	病院施設・設備の整備(千円)	
医療機器等の整備・更新(千円)	60,000	医療機器等の整備・更新(千円)	27,202	医療機器等の整備・更新(千円)	
(注) 医療機器等の整備・更新は、リース契約を予定している。					
(注) 医療機器等の整備・更新は、リース契約を予定している。					

2 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分にに関する計画

中期計画	年度計画	実施状況
なし	なし	

3 その他法人の業務運営に関し必要な事項

中期計画	年度計画	実施状況
(1) 施設の維持 昭和55年に開設した建物は、耐用年数を過ぎた設備が多く、老朽化が進んでいる。地域住民に安全で安心な医療を提供するため、必要な整備を把握して安全な施設維持を行う。	(1) 施設の維持 昭和55年に開設した建物は、耐用年数を過ぎた設備が多く、老朽化が進んでいる。地域住民に安全で安心な医療を提供するため、必要な整備を把握して安全な施設維持を行う。	

第11 その他業務運営に関する重要目標を達成するためとるべき事項

1 病院施設整備に向けた取り組み

中期目標	計画
市が策定した「地方独立行政法人西都児湯医療センター施設整備基本構想」を踏まえ、市及び関係機関との連携の下、新病院建設に向けた病院施設整備を計画的に進めること。	

中期計画	年度計画	法人の自己評価	評価委員会の評価
		評価の判断理由(実施状況等)	評価
		評価の判断理由、意見など	評価

				<p>地域医療の安定的な提供に おいて法人が担っていくべき 役割及び機能を明確にし、市が 取り組む新病院建設の必要 性を検討する。</p>	<p>地域医療の安定的な提供に おいて法人が担っていくべき 役割及び機能を明確にし、市が 取り組む新病院建設の必要 性を検討する。また、市にお いて法的な構院建設の計 画が策定された場合、新 病院建設に向けた目標を 立て、事業を推進していく。</p>
--	--	--	--	---	---

地方独立行政法人西都児湯医療センター  
平成 事業年度に係る業務実績に関する評価結果  
(案)

平成 年8月

地方独立行政法人西都児湯医療センター評価委員会

1 年度評価の方法

2 全体評価

(1) 評価結果

(2) 全体評価にあたり考慮した事項

①

②

### 3 大項目評価

#### 第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 評価結果

(2) 判断理由

(3) 大項目評価にあたり考慮した事項

(4) 評価にあたっての意見、指摘等

#### 第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 評価結果

(2) 判断理由

(3) 大項目評価にあたり考慮した事項

(4) 評価にあたっての意見、指摘等

第3 財政内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 評価結果

(2) 判断理由

(3) 大項目評価にあたり考慮した事項

(4) 評価にあたっての意見、指摘等

第11 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき事項

(1) 評価結果

(2) 判断理由

(3) 大項目評価にあたり考慮した事項

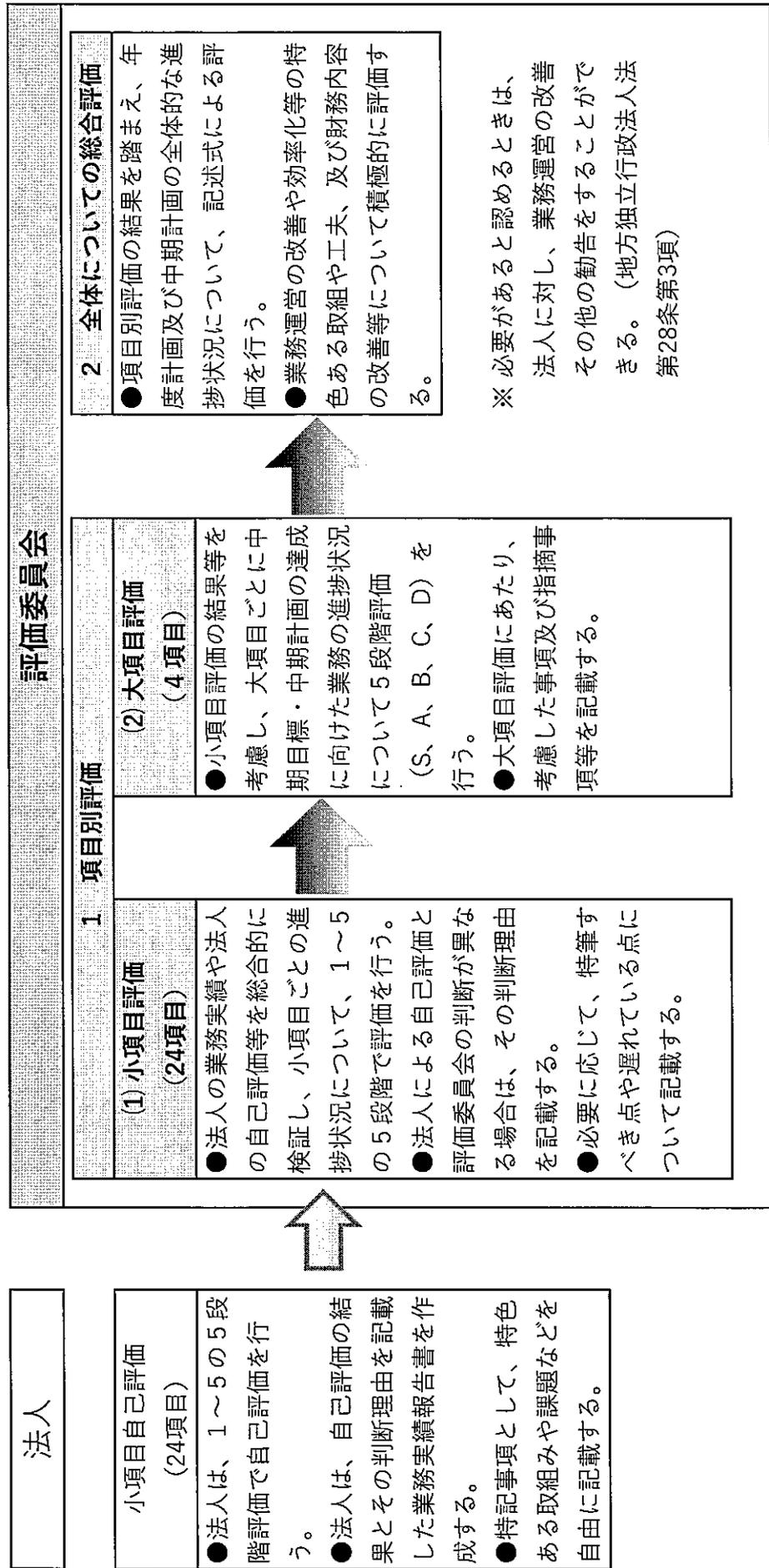
(4) 評価にあたっての意見、指摘等

## 評価手順の概要 (案)

資料 5

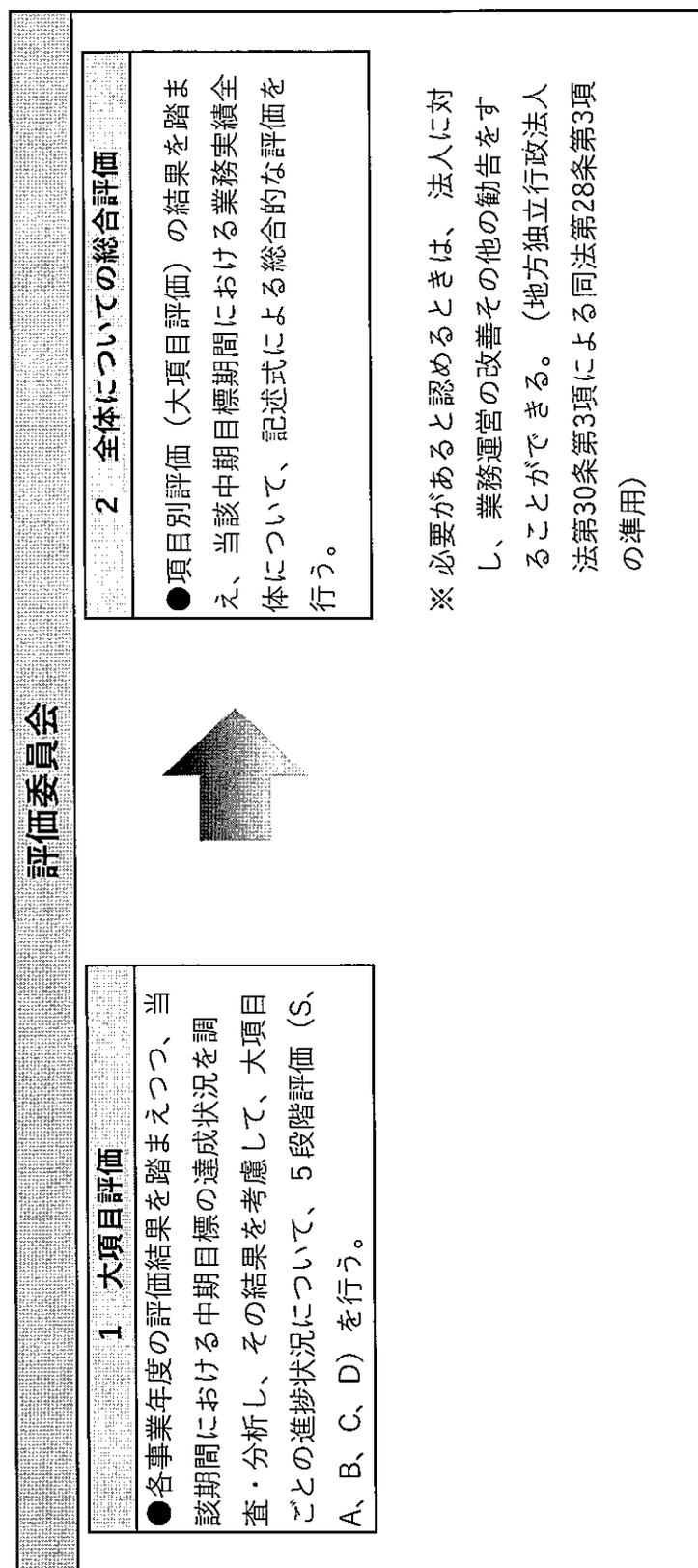
### 1 年度評価

当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定を行う。(地方独立行政法人法第28条第2項から)



## 2 中期目標期間の評価

中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。（地方独立行政法人法第30条第2項）



## 財務諸表の承認方針（案）

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 34 条第 3 項の規定に基づき、地方独立行政法人西都児湯医療センター評価委員会が地方独立行政法人西都児湯医療センターの財務諸表の承認に係る意見を聴取されるにあたっては、この方針に基づき財務諸表及び添付書類の確認を行うものとする。

## 1. 基本的事項

- (1) 財務諸表は、市民その他利害関係者に西都児湯医療センターの財政状態、経営成績等を適正なものとして示される必要があることから、評価委員会においては法規性の遵守及び表示内容の適正性について確認するものとする。
- (2) 財務諸表については、監事の監査対象となっていることから、評価委員会における確認は、外形的な法規性及び主要な計数等の表示内容について実施するものとする。

## 2. 財務諸表の確認事項

## (1) 法規性の遵守

確認項目	備考
1. 提出期限は遵守されたか	・事業年度終了後 3 月以内
2. 必要書類は全て提出されたか	・財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、附属明細書）、添付書類（事業報告書、決算報告書、監事の監査報告書）
3. 監事の監査報告書に財務諸表の承認にあたり考慮すべき意見はないか	

## (2) 表示内容の適正性

確認項目	備考
1. 記載すべき項目について、明らかな遺漏はないか	・地方独立行政法人会計基準に則った表示科目、会計方針等の遺漏
2. 計数は整合しているか	・合計等の基本的な計数の整合
3. 書類相互間の数値の整合は取れているか	・主要表と附属明細書その他書類間の整合

## 財務諸表等の概要

## 1 財務諸表【法第 34 条第 1 項】

(1) 貸借対照表	法人の財政状態を明らかにするため、貸借対照表日（期末日）におけるすべての資産、負債及び資本を記載するもの。
(2) 損益計算書	法人の経営成績を明らかにするため、一会計期間に属する法人のすべての収益とこれに対応するすべての費用とを記載して当該期間の損益を示すもの。
(3) 利益の処分又は損失の処理に関する書類	損益計算書において算出された法人の当期末処分利益の処分又は当期末処理損失の処理の内容を明らかにするもの。
(4) キャッシュ・フロー計算書	法人の一会計期間におけるキャッシュ・フロー（資金の収支）の状況を活動区分（業務活動、投資活動及び財務活動）別に示すもの。
(5) 行政サービス実施コスト計算書	納税者である住民等の行政サービスに対する評価・判断に資するため、一会計期間に属する法人の業務運営に関して住民等が負担するコストを集約して表示したもの。
(6) 附属明細書	<p>貸借対象表及び損益計算書等の内容を補足するため、より詳細な情報を表示するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費の明細</li> <li>② たな卸資産の明細</li> <li>③ 有価証券の明細</li> <li>④ 長期貸付金の明細</li> <li>⑤ 長期借入金の明細</li> <li>⑥ 移行前地方債償還債務の明細</li> <li>⑦ 引当金の明細</li> <li>⑧ 保証債務の明細</li> <li>⑨ 資本金及び資本剰余金の明細</li> <li>⑩ 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細</li> <li>⑪ 運営費負担金債務及び運営費負担金収益の明細</li> <li>⑫ 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細</li> <li>⑬ 地方公共団体等からの財源措置の明細</li> <li>⑭ 役員及び職員の給与の明細</li> <li>⑮ 開示すべきセグメント情報</li> <li>⑯ 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細</li> </ol>

## 2 財務諸表を市長に提出する際の添付書類【法第 34 条第 2 項】

(1) 事業報告書	年度計画で定めた事項の実施状況・実施経過を報告するものであり、計数的情報で表現しきれない法人の業務及び財務状況その他法人の状況に関する重要な事項を、文章等で記載する報告書類。
(2) 決算報告書	予算の区分に従った決算報告の書類であり、年度計画の一項目である予算の執行状況（執行実績）を表すもの。
(3) 監事の意見	財務諸表等に関する監査を含め、地方独立行政法人の業務全般にわたって監査を行い意見を付すもの。

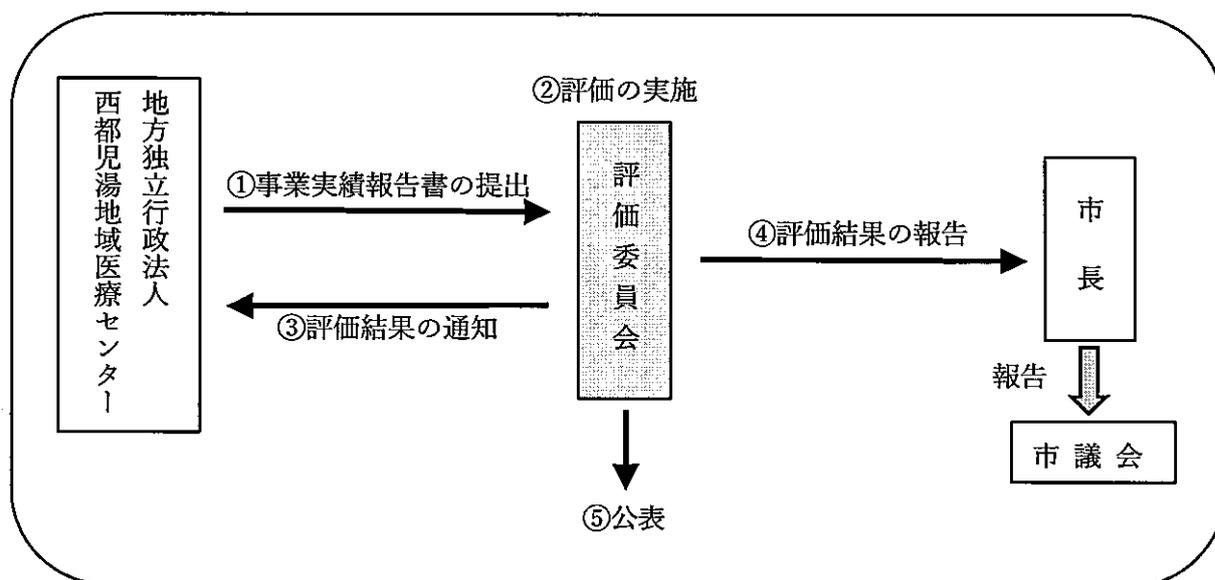
地方独立行政法人西都児湯医療センター業務実績評価に係る  
評価委員会の平成29年度の事務について

1 評価の方針の策定（6月15日）

法人の業務実績の評価を行うにあたり、評価に関する評価基準を策定します。

2 法人の業務実績に関する評価（7月～8月）

法人の平成28年度の業務実績について、評価を行います。



<評価の流れ>

① 法人からの報告書の提出

法人から事業年度終了後3か月以内（6月末まで）に、当該事業年度の業務実績報告書が評価委員会に提出されます。

② 評価の実施

評価委員会において、提出された報告書をもとに、法人からのヒアリング等を踏まえて業務実績を調査・分析し、総合的な評価を行います。

③ 評価結果の通知

確定した評価結果を法人に通知するとともに、中期目標の達成のために必要があると認めるときは業務改善その他の勧告を行います。

④ 設立団体の長への報告

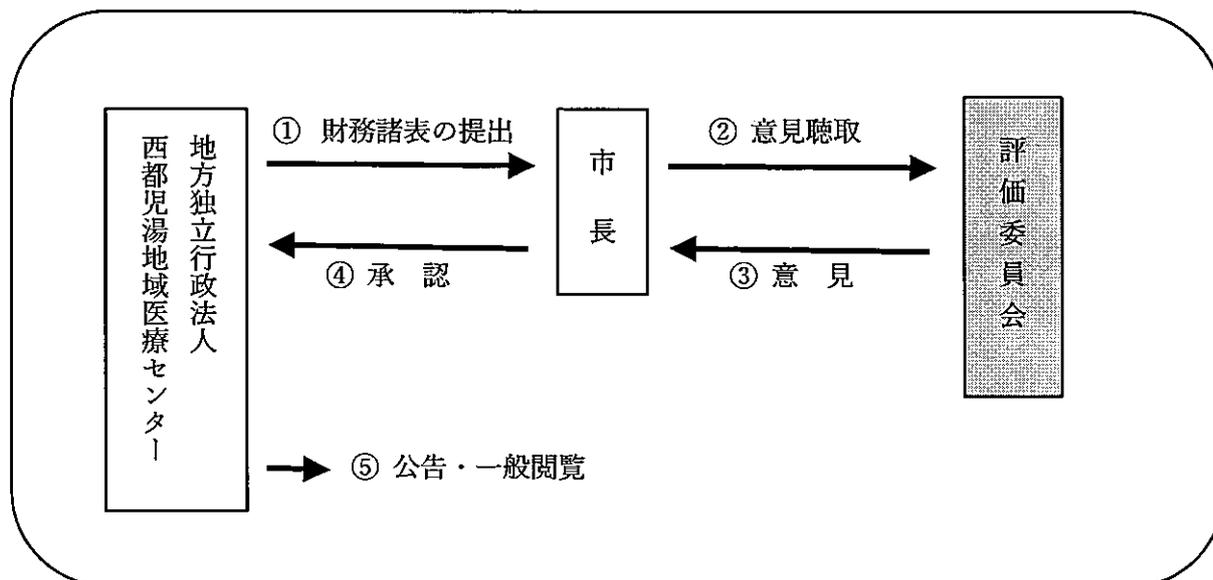
評価結果等の内容を市長に報告します。

⑤ 公表

ホームページ等において公表します。

### 3 法人の財務諸表に対する意見（7月～8月）

法人から市に提出される財務諸表に対して、意見を述べます。



#### <財務諸表に対する意見>

法人から設立団体である市に対し、事業年度の終了後3か月以内（6月末まで）に、当該事業年度の財務諸表等が提出されます。

市が財務諸表を承認する際に、評価委員会の意見を聴くことが義務づけられています。

#### 【提出書類】

##### (1) 財務諸表

- ① 貸借対照表
- ② 損益計算書
- ③ 利益の処分又は損失の処理に関する書類
- ④ キャッシュ・フロー計算書
- ⑤ 行政サービス実施コスト計算書
- ⑥ 附属明細書

##### (2) 添付書類

- ① 事業報告書
- ② 決算報告書
- ③ 監事の意見

## 業務実績評価スケジュール（案）

月	評価委員会開催時期	内 容
6月	第1回：6月15日（木）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務実績に関する評価基準について</li> <li>・財務諸表の承認について</li> </ul>
7月	第2回：7月中旬	<p>【審議内容】</p> <p>①平成28年度業務実績評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人から行実績報告書の説明（法人自己評価）</li> <li>・質疑応答（全体ヒアリング）</li> <li>・関係部署との個別ヒアリング</li> </ul> <p>②平成28年度財務諸表に対する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人からの財務諸表の説明</li> </ul>
8月	第3回：8月上旬	<p>【審議内容】</p> <p>①平成28年度業務実績評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小項目評価</li> <li>・大項目評価</li> <li>・全体評価</li> </ul> <p>評価結果（原案）の作成 意見集約</p> <p>②平成28年度財務諸表に対する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意見集約</li> </ul>
	第4回：8月下旬	<p>【審議内容】</p> <p>①平成28年度業務実績評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小項目評価</li> <li>・大項目評価</li> <li>・全体評価</li> </ul> <p>最終確認・確定</p> <p>②平成28年度財務諸表に対する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意見書の承認</li> </ul>
		<p>（8月末）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価結果の通知（評価委員会→法人及び市）</li> <li>・公表</li> </ul>
9月		<p>（市は評価委員会からの報告を議会へ報告）</p>